

令和6年度

あゆのこ保育園のしおり

社会福祉法人 湘北福祉会

理事長	高野瀬 一晃
園長	福田 奈美恵
主任保育士	石井 貴子

※保育アドバイザー 秋田喜代美(学習院大学文学部教育学科教授)

〒243-0032 厚木市恩名1-10-38

TEL:046-296-5177 FAX:046-225-8177

ホームページ:<http://www.ayunoko.ed.jp>

閉園日・閉園時間帯のご連絡(急を要するご連絡)は
コドモンー下タブ「連絡」ー上タブ「その他」からご連絡ください。
※園長・主任保育士等が対応できます。

目 次

1	園の概要	4
2	保育所の役割	
3	あゆのこ保育園の保育理念	
4	基本方針	
5	育てたい子どもの姿	7
6	特徴的活動について	
7	職員配置の状況	9
8	保育時間について	10
9	保育園開園日	
10	行事・その他の予定	11
11	園に慣れていただくための準備保育(適応保育)	12
12	一日の流れ(デイリープログラム)	13
13	ボランティア、実習生の受け入れについて	14
14	給食について	
15	健康管理・安全管理	17
16	園児の健康診断など、保健に関する内容	20
17	感染症の対応について	21
18	与薬について	23
19	病後児保育「ゆず」のご案内	24
20	子どもたちを災害から守るために	25
21	ご家庭との連携	27
22	送迎時のお願い	28
23	園からのご連絡について	30
24	保育に係わる料金表	
25	延長保育について	31
26	ご用意いただきたいもの	32
27	ご意見・ご要望を受け付けています	34
28	個人情報の取り扱い	
29	子どもの育ちをつなげるために	

<巻末資料>

- ・ 「ご意見・ご要望・苦情などの解決のために」
- ・ 個人情報保護の取り組みについて
- ・ 個人情報の取り扱いについて
- ・ 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

<用紙>

- ・ 治癒証明書
- ・ 登園届
- ・ 与薬依頼票
- ・ 厚木市病後児保育利用医師連絡票

※ 園にもご用意してありますが、お急ぎの場合は、コピーしてお使いください。

1. 園の概要

種別	保育所
名称	あゆのこ保育園
開設年月日	2005年(平成17年)4月1日
敷地	1,008平方メートル
園舎	944.02平方メートル 鉄筋コンクリート造 2階建
園庭	300平方メートル

<通常保育 利用定員>

さくらんぼ組 (0・1歳児)	いちご組 (1・2歳児)	りんご組 (2・3歳児)	どんぐり組 (3・4歳児)	みかん組 (4・5歳児)	かりん組 (5・6歳児)	合計
12名	18名	18名	20名	26名	26名	120名

<その他の保育事業>

- ・産休明け保育： 生後57日目からのお子さんをお預かりします。
- ・障害児保育： 通常保育の中で受け入れます。
- ・延長保育

保護者の就労等を支援するため、延長保育を行います。
ご利用には費用がかかります。詳しくは31ページをご覧ください。

- ・病後児保育<ゆず>

☆パンフレットがあります

病後の回復期のお子さんをお預かりします。厚木市では当園のみの実施ですが、当園以外のお子さまもお預かりします。

ご利用には費用がかかります。詳しくは24ページをご覧ください。

- ・一時預かり<ぶどう組>

☆パンフレットがあります

急な用事やリフレッシュなどのための一時預かりを行っています。

- ・地域子育て支援拠点事業「ほっと れもんてい」

☆パンフレットがあります

月曜日から金曜日まで、9時30分から16時の間、園内の一室(子育て支援室)を地域の親子さんに開放しています。その他、育児講座も開催しています。平日の午後(13時～15時)は園庭を開放しています。育児相談も行っていますので、お気軽にご利用ください。

2. 保育所の役割 ＜保育所保育指針より＞※平成 29 年告示

- (1) 保育所は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- (3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- (4) 保育所における保育士は、児童福祉法第 18 条4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

3. あゆのこ保育園の保育理念

「児童憲章」「児童福祉法」「子どもの権利条約」「保育所保育指針」に基づき、特に下記の4項目の実現を目指した保育を行います。

- (1) 児童の最善の利益の保障
- (2) 保護者に信頼される温かな支援
- (3) 地域の子育て支援の充実
- (4) 理論と実践の相互啓発による先進的保育

4. 基本方針

- (1) この世に生を受けた子どもが永い人生のはじまりを「あゆのこ保育園」で過ごすことの重みを深く受け止め、一人ひとりの子どもたちに限りない愛情を注ぎ、それぞれの子どものために用意した保育を行っていく
- (2) 子どもの幸せな日々が家族と共にあることを大切にし、保護者の希望に丁寧に対応し、保護者が抱えるすべての困難を受けとめ、ぬくもりを感じて安らぐことの出来る場としての保育所であり続ける
- (3) 子育てに関わるすべての人々が人間としての喜びを持って子どもを育てることができるように支援の充実に努める。厚木市の方向性を常に重視しながら時代のニーズや地域の特性を十分に理解し、真に役立つ企画や実践を行い、子育ての拠点となる
- (4) 湘北短期大学保育学科における知的な理論構築と、「あゆのこ保育園」における愛情のこもった保育実践とが、互いに持てる力を活かしあい、学びあうことにより、未来に向けた先進的な児童福祉・保育サービスの提供を行うとともに、保育士養成教育の向上に貢献する。（※国の方針、園の理念にもとづいて保育内容が変更されることがあります。）



◇「児童の最善の利益の保障」とは？

子どもの最善の利益とは、一人一人の子どもがいかなる差別もなく、愛され、あるがままの自分であることを認められ、幸せに暮らすことができることです。あゆのこ保育園で過ごす子どもたちが、一日を振り返って「楽しかった」と思えるように、一人一人の子どもに寄り添い、子どもたちの思いに耳を傾けていきます。障害のあるお子さんには、そのお子さんのための計画を立てて保育を行います。子どもたち一人一人の人権を尊重し、自分自身を自由に表現できるよう配慮するとともに、職員の資質の向上に努め、より質の高い保育を行うことによって子どもたちのよりよい育ちを保障します。

◇保護者に信頼される温かな支援とは？

あゆのこ保育園で長時間過ごす子どもたちですが、あくまで園での活動は家庭養育の補完です。保護者の方のご意向を伺いながら、園とご家庭とで協力体制を築いていくことが不可欠です。子どもたちの幸福のために保護者からの要望があれば真摯に傾聴し、不明な点があればわかりやすく説明を行うなど、保護者が安心して子どもを託すことのできる場でありたいと願っています。また、困難を抱えていらっしゃる時にはご相談に乗りながら、保護者が前向きに子どもと接することができるよう支援を行っていきます。

◇地域の子育て支援の充実を目指して

あゆのこ保育園は子育て支援のための様々な事業に取り組んでいます。病後のお子さんをお預かりし、保護者の就労を支援する「病後児保育事業(ゆず)」や、「地域子育て拠点事業」としての「ほっと れもんてい」などは、当園が厚木市として初めて取り組んでいる事業です。厚木市で子育てをする人々にとっての子育て支援の拠点となるよう、これからも保育所としての専門性を活かし、地域の子育てニーズに合った事業に取り組んでいきます。

◇理論と実践の相互啓発による先進的保育

あゆのこ保育園は、湘北短期大学保育学科と連携をしています。保育学科の教員により高い専門性が必要とされる場面において理論的な裏づけとしての助言を仰ぐなどしています。また、学生はあゆのこ保育園でのボランティアなどを通じて保育所の活動内容に触れるなど、保育士養成教育の中で最も重要な現場理解を深めることに役立っています。互いに持てる力を活かしあい、学びあうことにより、未来に向けた先進的な児童福祉・保育サービスの提供を行っていきます。

あゆのこ保育園では、これらの理念をすべての活動の中心に据え、その実現に向けた保育実践を行ってまいります。また、園長として、法令等の遵守、社会情勢の把握など自らの専門性の向上に努めるとともに、職員の資質向上にむけた積極的な取り組みを行います。そして職員全体で保育所の課題を共有し、協力して改善できる体制作りを進めてまいります。

園長 福田奈美恵



5. 「育てたい子どもの姿」

(1) 生きる力をはぐくむ

- ・身のまわりの状況から自分の危険を予知し、気をつけて行動できる子ども
- ・食への正しい理解ができ、食事を楽しむことのできる子ども
- ・感じたこと、想像したことを様々に表現して楽しむことのできる子ども

(2) まわりとの良い関係をつくり、適応力を育む

- ・良いことや悪いことがわかり、判断して行動できる子ども
- ・他人の話を聞いて、相手にわかるように話すことができる子ども
- ・大人が仕事をするこの意味がわかり、手伝いをすることができる子ども

6. 特徴的活動について

「育てたい子どもの姿」を、主に次のような活動を軸として実践していきます。

① 視聴覚教材利用によるわかりやすく楽しい保育

保育の中では、子どもたちの実体験を最優先していきます。体験には限界がありますので、カリキュラムの中では、さらに効果的に伝えるために質の高い視聴覚教材を活用していきます。危険予知などを教えるための教材、動物や不思議なものなど乳幼児が豊かに感じることができるような自然を紹介した教材、まわりとの関係づくりのための教材、食育など、ねらいにあわせて教材を選び、保育の中で紹介します。

<保育中のビデオの使用について>

どんぐり組以上では、昼食の前、昼寝の前後など、早く準備の終わった子どもたちを無駄に待たせることのないように、退屈になった子どもが理由もなく叱られたりすることのないように、保育士が内容を吟味した短いビデオを見せることがあります。

② 戸外活動を中心にした感動とてごたえのある保育

■「科学する心」を軸にした戸外活動

戸外での活動を通して、季節の変化、虫・植物、天候などに関心を持ち、自然環境の変化への関心を育み、豊かな感性を育てます。感動したこと、不思議に感じたこと、想像したことなどを保育士や友だちに伝えたりしながら、様々に表現して楽しめる子どもを目指します。

※あゆみこ保育園では、子どもたちがいろいろなもの・ことに感動したり、なぜだろうと不思議に感じたり、自分で試行錯誤する中で挑戦したりする心のことを「科学する心」と呼んでいます。

<散歩>

園の周囲には、畑や田んぼ、河川、ぼうさいの丘公園、湘北短期大学の裏庭などがあり、季節を通してさまざまな自然に触れられるなど、環境に恵まれています。このような地域の特性を生かし、戸外活動の一環として、季節の変化を楽しみながら、また一人一人の子どもが達成感を味わえるように、発達にあわせて距離を伸ばしていくなどしながら積極的に散歩を取り入れていきます。そして、散歩の途中でみつけた自然物を使って室内に飾るなどの活動に結び付けていきます。

■発達に即した運動遊び

積極的に戸外で体を動かすなどして、基礎的な運動機能の発達を促します。3歳未満児には「乳幼児の運動遊び」として、身体の部位の成長を丁寧に促すプログラムを行い、バランスのとれた運動機能の発達に配慮します。その中で、身のまわりの状況から自分の危険を予知し、遊具などを安全に使いながら、自ら気をつけて行動できる子どもを目指します。

③「保育園にもっていききたいな！ そんな子どもの気持ちを叶えるための取組」

主に3歳以上児クラスでは、家から子どもたちの「お気に入り」を1つ持ってくる取り組みを通して、子ども達の「まわりとの良い関係をつくり、適応力を育む」ことを目指します。自分の考えを大切にしながら、良い人間関係を形成する能力を高めることは、子どもたちが将来、充実した人生を過ごすことにつながっていくと考えます。そのために保育者は、さまざまな場面での子どもの関わり合いを捉えて、そのつど適切な方法を伝えます。(保護者の方とご相談しながら進めてまいります。)

※詳しくは「**保育園にもっていききたいな！ そんな子どもの気持ちを叶えるための取組**」のガイドブックをご覧ください。

④セカンドステップ

このプログラムは、「子どもの衝動的、攻撃的行動をやわらげ、社会への適応力を高めること」を目的としてアメリカで開発されました。当園の「まわりとの良い関係をつくり、適応力を育む」という保育のねらいと合致すると考え、このプログラムを、みかん組、かりん組の子どもたちに提供し、2年間かけて取り組みます。

※セカンドステップについて詳しくお知りになりたい方は、以下をご参照ください。

<http://www.ayunoko.ed.jp/pdf/secondstep.pdf> あゆのこ保育園ホームページ内

<http://www.cfc-j.org/> NPO 法人 日本子どものための委員会

「セカンドステップ」について

(みかん組・かりん組対象) ※どんぐり組にも新コースの導入を開始しています。

私たち人間には、嬉しい、悲しい、楽しい、怒りなどの様々な感情があります。社会の中では、その感情を相手にうまく伝えたり、相手の感情に気付いたり、自分の感情をコントロールしたりしながら、まわりとのよい関係を築いていきます。そのような能力を、幼児期から周囲との関わりの中で育んでいく必要があります。

あゆのこ保育園では、育てたい子どもの姿に「まわりとの良い関係をつくり、適応力を育む」を掲げていますが、そのための一つの取り組みとして、みかん・かりん組を対象に「セカンドステップ」というプログラムを取り入れています。

ももとはアメリカで暴力防止を目的に開発されたプログラムですが、内容は、「私達が色々な気持ちを持っていることに気付く」「相手の表情や様子から、気持ちを考える」「自分の気持ちを表現する」「問題が起きたときの解決手段を学習する」「怒りの感情を自覚する」「怒りを和らげる方法を学習する」などです。

月に2、3回(みかん組は月1回)、1回30分程度、15人程度のグループで話し合ったり、ロールプレイを行ったりします。プログラムでは、「同じことをしていても一人一人感じ方が違うこと」や、「それぞれの人の考え方をきちんと聞くことの大切さ」も教えています。そういう意味では、人権を尊重することを伝えるプログラムでもあります。

7. 職員配置の状況

児童福祉施設最低基準、及び厚木市の規程に則り、決められた職員を配置しています。

<職員構成> (令和6年4月1日時点)

園長 1名 主任保育士 1名 保育士(常勤) 27名 保育士(非常勤) 7名
保健師(常勤) 1名 事務員(常勤) 1名 保育補助(常勤1名・非常勤2名)
嘱託医(内科医・歯科医)
保育アドバイザー:学習院大学文学部 教育学部教授 秋田喜代美氏

◇厚木市の保育士配置基準は以下の通りです。(令和6年2月現在)

0歳児:子ども3人に保育士1人 1歳児:子ども4人に保育士1人
2歳児:子ども6人に保育士1人 3歳児:子ども15人に保育士1人
4歳児:子ども30人に保育士1人 5歳児:子ども30人に保育士1人

※11時間保育を前提とした保育士配置の基準です。

すべての時間帯に常にこの人数が保育にあっているわけではありません。

※1歳児の配置基準(子ども4人に保育士1人)は厚木市の基準です。

国の基準では子ども6人に保育士1人となっております。(令和6年2月現在)

子どもの行動を規制せずに、子どもの発達を保障する

私たち保育士は、日常「だめ」「いけません」をできるだけ使わずに保育することを心がけています。それは保育所保育指針の「子どもを温かく受容し、「子どもの人権に十分配慮する」という部分に則しているからです。

ただ、子どもがいけないことをしていても注意しないという事ではありません。「それはダメ!!」「いけません!!」の一言では片付けられない、という事です。特に2~3歳(りんご組程度)になると、時間をかけて話せばわかってもらえる時も多くなります。

いけない事を伝えなければならない時、まずは子どものどんな気持ちがあつてそういう行動をとってしまったのか、内面を読み取りながら子どもと話をします。

例えば友だちをたたいてしまった時。どうしてたたいてしまったのか本人の気持ちを汲み取ります。「～が嫌だった。」「悔しかった。」など、色々な理由があります。子どもは、気持ちを分かってもらえると安心して落ち着き、心を開きます。その気持ちを汲みながらも、しかし「友だちをたたくのは間違っている」という事をしっかりと伝えます。表情は真剣に。冷静に怒鳴らずに。そして、たたく代わりにどうしたら良かったのかを一緒に考えます。真剣に繰り返し伝えるのは根気のいる事です。でも子どもたちは次第に「これはいけない事なのだ」と心に刻んでいきます。

4~5歳になると、日常生活の中で簡単なルールを決めてそれを守れることもできます。ルールがあれば、子どもたち同士で注意し合うこともあります。このように時間はかかりますが、あゆみこ保育園の育てたい子どもの姿:「良いことや悪いことが分かり、判断して行動できる子ども」に成長するように、丁寧に援助をしていきます。

主任保育士 石井貴子

8. 保育時間について(2号認定・3号認定共通)

開園時間 平日：7時～20時 土曜日：7時～18時

<保育標準時間の方> ※1日11時間までのご利用

・平日：

朝の延長保育	保育標準時間	夕の延長保育
7:00～7:29	7:30～18:30	18:31～20:00

・土曜日：7時～18時までで11時間ですので、延長保育料金はかかりません。

<保育短時間の方> ※1日8時間までのご利用

・平日：

朝の延長保育	保育短時間	夕の延長保育
7:00～8:29	8:30～16:30	16:31～20:00

・土曜日：

朝の延長保育	保育短時間	夕の延長保育
7:00～8:29	8:30～16:30	16:31～18:00

<保育時間申請>

- ・ 保育時間は、保護者の方と個別に面談させていただき、勤務等の状況を確認させていただいた上で決めさせていただきます。
- ・ 就労の方の保育時間は、原則として「勤務時間(就労証明書)＋園から職場への通勤時間」となります。
- ・ 保育時間は、毎年、年度の初めに確認させていただきます。
- ・ 産前・産後休暇の方は、「保育標準時間」、育児休業中の方は「保育短時間」となります。詳しくは保育課にお問い合わせください。
- ・ 延長保育は有料になります。月極めをご希望の方は「**延長保育申込書**」をご提出ください。(延長保育については、31ページをご覧ください。)

※勤務先を変更、または就労時間を変更された場合は、速やかに園長にお申し出ください。

変更後の保育時間を確認させていただきます。

就労時間によっては認定変更届が必要となります。(保育標準時間・保育短時間)

<土曜保育申請>

- ・ 就労証明書で「ご両親共に土曜日出勤」で、「毎週土曜日に保育が必要な方」は、「**土曜保育申請書**」を入所時にご提出ください。
- ・ 毎年4月にその年度の状況に合わせて「土曜保育申請書」を提出していただきます。年度途中で就労状況が変わられた場合は、ご相談ください。
- ・ ご家庭での保育が可能になった場合は、ご家庭でお過ごしください。

<土曜保育の単発利用について>

- ・ 単発の就労で土曜保育を利用される方は、その週の前日17時までに「単発 土曜保育利用届」を事務室にご提出ください。期限までに利用申請がない場合は、お預かりができません。(その他のご都合で利用を希望される方は、園長にご相談下さい)
- ・ 利用届は、利用する週に1回ずつお知らせください。(ご利用者の人数確認のため)

9. 保育園開園日

日曜、祭日、及び12月29日から1月3日の間は保育を行っていません。
それ以外の平日、土曜日は保育を行っています。

10. 行事・その他の予定

<子どものための行事>

児童福祉施設の最低基準にのっとり、以下のことを行います。

- ・ 身体測定 毎月1回
- ・ 避難訓練 毎月1回
- ・ 健康診断 春、秋の年2回 ※(さくらんぼ組は年7回)
- ・ 尿検査 どんぐり組以上、年1回
- ・ 歯科健診 春、秋の年2回

※その他、季節に合わせた取組みを保育の中で行います。(年齢によって異なります)

※詳しい内容や期日は、園便り、掲示板などでお知らせいたします。

<保護者参加のもの>

日程等につきましては、別紙「年間行事予定」(4月の園便りと共に配付)をご参照ください。

- ・ 夕涼み会(地域交流) : 9月
- ・ 園児引取り訓練 : 9月
- ・ みんなの運動会 : 11月(土曜日)、雨天の場合は体育館使用予定
- ・ みんなでありがとうの会 : 2月(土曜日)、大雪等の場合は、次週に延期
- ・ 卒園式 : 3月
- ・ クラス懇談会 : 年2回 5月、3月(かりん組は1月)
- ・ 保育参加、給食試食※ : お一人年1回程度 ※時期は担任とご相談ください。
※試食は、1人分は無料、その後は400円徴収させていただきます。

※「みんなでありがとうの会」とは？

3歳未満児クラスは、日頃子ども達が親しんでいる歌や手遊び・絵本等を保育室にて親子で行いました(令和5年度)。

3歳以上児クラスは、2階ホールのステージを使って、歌、CD劇等の発表を行います。

※保育参加・給食試食について

場合によっては園の活動の都合で、ご希望の日にご参加できないこともございます。
また、同じ日にご希望が複数重なってしまった場合もご相談させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ◇保護者参加の行事等は、「子どもの負担にならないよう」、「保護者の方の負担にならないよう」、「職員の負担が子どものマイナスにならないよう」に考慮して行います。
- ◇自然災害等でやむを得ず日程を変更させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
- ◇感染症予防等のため、日程や内容が変更になる場合があります。

<個人面談、育児相談の機会について>

それぞれの保護者の方と個別にお話をさせていただく機会を設けたいと思います。お忙しい中恐縮ですが、お一人年1回はご都合をつけて頂けますよう、ご協力をお願いします。

(毎年6月頃に個人面談を予定しています。クラス毎に個人面談の予定をお知らせします。)

また、そのほか面談を希望される方は、いつでも受付けますので、お申し出ください。育児相談もいつでも受け付けています。

11. 園に慣れていただくための準備保育(適応保育)

保育園に入園することは特に4歳未満児には大変な体験です。小学校に入学するまでの長い日々を過ごします。そのことが子どもたちの成育にマイナスがないようにするために入園時の適応保育期間は大変重要です。

入園前の個別面接でお子さんの年齢、保護者のお仕事の都合で決めていきますが、ほぼご希望の時間をお預かりできるようになるまでの間、2週間くらいご協力ください。(例えば1日目40分くらい2日目1時間半くらい、その後はお子さんの状況に合わせて順次延ばしていきます。)どうぞ最初の2週間はお子さんのために工夫してください。ただ、ご事情には添いたいと思いますので、ご遠慮なくご相談ください。

◇◇「支給認定証」について◇◇

- ・「子ども・子育て支援新制度」により、児童一人一人に市より「支給認定証」(以下、認定証)が発行されます。
- ・**認定証は園で保管をさせて頂くことになっています**。ご提出がない場合は、保護者ご自身で厚木市保育課から再発行の手続きをしていただくこととなりますので、お早めに園にご提出をお願い致します。
- ・認定等の変更が生じた場合、「支給認定変更申請書」とともに、現在の認定証を、保護者の方が直接市へ持参していただくことになっています。必要な場合は、事務室へお声かけください。認定証をお返しします。
- ・変更後の認定証は、市よりご自宅へ送付されます。**届きましたら、速やかに園の方にご提出**ください。園で保管させていただきます。
- ・尚、原本はご自宅で保管されたいという方は、コピーを園にご提出ください。
- ・届出の用紙は事務室に用意してあります。
- ・内容についてご不明な点は、保育課へお問い合わせください。 **TEL 046-225-2231**

保育所利用について(厚木市より)

◇保育所の利用者の決定

- ・厚木市が行う利用調整によります。

◇保育所の退所理由

- ・市が保育の実施を解除したとき
- ・保護者から退園の申し出があったとき
- ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

12. 一日の流れ(デイリープログラム)

一日の流れは、大まかに次のようになっています。

年齢 時間	平 日			土曜日
	さくらんぼ組(0)	いちご組(1) りんご組(2)	どんぐり組(3) みかん組(4)・かりん組(5)	乳児・幼児
7:00	保育開始	保育開始	保育開始	<保育標準時間>
7:30	<保育標準時間>	<保育標準時間>	<保育標準時間>	
8:00				
8:30	<保育短時間>	<保育短時間>	<保育短時間>	<保育短時間>
	日中の保育 遊び	日中の保育 遊び	日中の保育 遊び	日中の保育 遊び
9:00	おやつ(ミルク)	おやつ		(乳児:おやつ)
9:30	出席確認 遊び	出席確認 遊び	出席確認 経験と活動	出席確認 遊び
11:00～ 11:30	離乳食(ミルク) 食事			離乳食(ミルク)
12:00	休息・睡眠	食事 昼寝	食事 昼寝	食事 昼寝
13:00				
15:00	おやつ(ミルク)	おやつ	おやつ	おやつ(ミルク)
16:00	遊び	遊び	遊び	遊び
16:30	<保育短時間>	<保育短時間>	<保育短時間>	<保育短時間>
17:30				
18:00				<u>保育終了</u>
18:30	<保育標準時間>	<保育標準時間>	<保育標準時間>	
20:00	保育終了	保育終了	保育終了	

- ・お迎えが19時を過ぎる方でご希望の方には、有料(300円)で夕食を提供します。尚、夕食は18時30分前後に提供します。(夕食についての詳細は、15ページをご覧ください)
- ・かりん組は後期になると生活リズムも整ってきますので、少しずつ昼寝を減らしていきます。(個々の保育時間や生活リズムも違いますので、様子を見ながら行います。)

13. ボランティア、実習生の受け入れについて

<ボランティア>

保育所の活動は、地域との連携が不可欠です。地域の方々に保育所の活動を理解していただき、子どもたちの活動をより魅力的なものにしていくためにも、ボランティアの方々のお力がとても有効です。あゆみこ保育園では年間を通じて地域の方々や養成校の学生さんをボランティアとして受け入れています。歯磨き指導、栽培活動のお手伝い、夕涼み会のお手伝い、絵本の読み聞かせ、保育室の整理整頓のお手伝いなど、内容はさまざまです。ボランティアの受け入れに際しては、保育への影響に配慮すると共に、守秘義務の徹底など、必要な研修を行っています。

<実習生>

保育所には、「保育士を養成する」義務があります。保育所についての正しい認識と、保育士の業務などを知ってもらうために「実習生」として1年間に数名、保育士養成校から学生を受け入れます。受け入れの際には、園の理念や方針を理解してもらい守秘義務や禁止事項などを確認いたします。

14. 給食について

「保育所における食育の提供ガイドライン」に則っています。

<食育の目標:期待する子どもの姿>

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① お腹がすくリズムのもてる子ども | ② 食べたいもの、好きなものが増える子ども |
| ③ 一緒に食べたい人がいる子ども | ④ 食事づくり、準備にかかわる子ども |
| ⑤ 食べ物を話題にする子ども | |

<給食について>

- ・全園児完全給食です。主食も園で提供します。
- ・どんぐり組・みかん組・かりん組は園で給食費を徴収させていただきます。詳しくは30ページをご参照ください。
- ・季節の素材を大切にし、手作りを心がけています。
- ・アンケート等を通して子どもたちの嗜好を把握し、またご家庭の要望を配慮します。
- ・おやつは、さくらんぼ組・いちご組・りんご組は午前と午後の2回、どんぐり組、みかん組、かりん組は午後1回です。
- ・ぬくもりのある磁器の食器を使っています。
- ・遠足のため、みかん組は秋1回、かりん組は秋と卒園前の2回、ご家庭からの手作り弁当のご協力をお願い致します。

<ご確認ください>

- ・園で提供する給食の「普通食」では、ほとんどの食材を使用します。特に、エビ、カニ、ナッツ類などを含む食物アレルギー表示対象品目(28品目)は、食材そのものの提供はなくても、同じ製造ラインで製造している加工品やおやつを提供させていただく可能性がありますので、ご承知おきくださいますようお願い致します。
- ・献立表をあらかじめご確認の上、食べたことのない食材に関しましては、ご家庭でできるだけ経験していただき、アレルギー等の有無のご確認をお願い致します。
- ・園では、食べたことがない食材についての確認をさせていただいております。「食物アレルギーに関する調査」にご協力をお願い致します。

<夕食について> ※お迎えが19時を過ぎる方ご希望の方

- ・完了期以降のお子さんはお申込みいただけます。
- ・夕食は18時30分前後に提供します。1食300円です。お迎えが19時前の方は、ご家庭でお子さんとご家族とで一緒に夕食を召し上がってください。ご事情のある方はご相談ください。
- ・前日までの予約が必要です。事務室にてお申し込みの上、担任にもその旨お伝えください。当日ですとお受けできない場合がありますので、ご了承ください。
- ・キャンセルされる場合は必ずお電話(または直接口頭)にてご連絡ください。当日13時以降のキャンセルは料金を徴収させていただきますので、ご了承ください。
- ・体調不良・その他園から早めのお迎えをお願いした場合は、キャンセル料はかかりません(夕食のご予約がある場合は、その旨、お知らせいただくと助かります)。

<授乳について>

保育所の生活が始まることによって、母子ともに環境が大きく変化します。保護者の意向を尊重し、母乳育児をご希望の方にはそのまま継続ができるように支援を行います。

- ・入所時に面談を行い、保護者のご希望、ご家庭での状況、お子さんの状況等を確認し、個別に対応させていただきます。
- ・特に6ヶ月くらいまでの間に母乳のみで育児をされたい方は、ご希望に応じて冷凍母乳もお預かりしますので、お申出ください。(その際、ご家庭で哺乳瓶に慣れておいて頂けると助かります。)
- ・授乳にいらして下さっても結構です。その場合は、あらかじめ保育士にお知らせください。
- ・粉ミルクをご使用の場合、メーカーはできるだけご希望のものに合わせますので、ご相談ください。
- ・哺乳瓶と乳首は消毒したものを準備しています。乳首などご希望がある方はご相談ください。
- ・離乳食の開始は、保護者の方とご相談の上、ご家庭と連携をとりながら進めてまいります。

<離乳食について>

- ・離乳食については、お子さんの食欲、摂食行動、成長・発達の様子、ご家庭の食習慣などを考慮し、保護者の方とご相談しながら無理なく進めて参ります。

<離乳食のめやす>

・5.6ヶ月頃

なめらかにすりつぶしたものを、1日1さじからはじめ、様子を見ていきます。

※離乳食開始の目安

- ①首がすわっている ②支えると座れる ③食物に興味を示す
- ④スプーンなどを口に入れても舌で押し出すことが少なくなる

・7.8ヶ月頃

舌でつぶせるかたさのものを与え、いろいろな味や舌ざわりを楽しめるように、食品の種類を増やしていきます。

・9ヶ月～11ヶ月頃

歯ぐきでつぶせるかたさのものを与え、食事のリズムを大切にすすめていきます。皆と一緒に楽しく食べることも心がけていきます。

・12ヶ月～18ヶ月頃

歯ぐきでかめるかたさのものを与え、食事のリズムを大切にするとともに、生活のリズムを整えていきます。自分で食べる楽しみを手づかみ食べからはじめます。

<食物アレルギーをお持ちのお子さんへの対応>

アレルギーのあるお子さんには除去食(必要であれば代替食)を用意します。

栄養士が個別に面接をさせていただきますので、お申し出ください。

- ・ 除去食を提供させていただくには、医師の診断による「生活管理指導表」の提出が必要です。
- ・ 園に書類がありますので、お申し出ください。
- ・ 定期的に確認させていただきながら進めます。

アレルギーのお子さん(アトピー性皮膚炎・気管支喘息・アレルギー性鼻炎等)について

※あゆのこ保育園では、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省 2018 年改訂版)に準拠した対応を行っています。

- ・保護者の方と保育所職員、嘱託医が共通理解のもとに、アレルギー疾患の乳幼児一人一人の子どもの症状等を正しく把握し、適切に対応するために、保育所で配慮が必要なおこさんは、生活管理指導表の提出をお願い致します。
- ・入園時、または、アレルギー症状が出現した際に、保育所へ症状等をお知らせください。
- ・園で配慮が必要な場合は、生活管理指導表(医師記入)の提出をお願い致します。この生活管理指導表に基づいて、嘱託医、園長、保育士、看護師、栄養士、調理員等で確認をさせていただきます。
- ・1年に1回を目安に、かかりつけ医師に確認をお願いします。

「食への正しい理解ができ、食事を楽しむことができる子ども」を目指して

毎日の給食は、子どもたちに必要な栄養とカロリーを計算して、献立を作成しています。そういう意味では、出された給食は残さずに食べてほしいと願われることでしょう。お子さんによっては好き嫌いがあつたり、今まで口にすることがないような食材は抵抗があるなど、なかなか最初から何でも残さずに食べるということは難しいのです。

園では、健全な生活の基となる「食育」に力を入れています。栽培活動を通して食材に興味を持たせたり、保育の中でも保育士が自らおいしそうに食べる姿を見せたりするなど工夫しています。また、場所を変えて友達と一緒に食べることによって食事に興味を持ったり、教材を使って食の大切さを伝えたりと子どもたちが食事を楽しめるようにさまざまな取り組みを行っています。

栽培・・・身近な自然にかかわり、世話をする中で収穫の時期に気づきます。料理との関係を考え、食材に対する感覚を豊かにします。栽培を通じていのちを大切にすることを育てます。

園庭ランチ・・・戸外などで食事を楽しみます。また、お弁当づくりにかかわることで盛り付けを楽しんだり、調理器具の使い方を学んで料理に対する興味・関心を育みます。(みかん組・かりん組)

バイキング・・・いつもと違う雰囲気味わいながら、友達と一緒に食事をすることを楽しみます。(かりん組)

食器・・・家庭の雰囲気を大切にするため、磁器の食器等を使います。



15. 健康管理・安全管理

健康管理、安全管理には万全を期しておりますが、下記のような場合にはご協力をいただきたく、お願いいたします。

<ご家庭での疾病やけが>

- ・ 昨夜熱や嘔吐があったとか、ご家庭でけがをされたなど、健康上変わったことがあれば、登園時にかかわらずお知らせください。
- ・ 受診をされている場合は保育園に通っていることを伝え、登園してもよいかをお確かめください。
- ・ 感染症と診断された場合は、園にご連絡ください。「登園の目安」を参考にし、医師にご確認ください（P.21～22 参照）
- ・ 21 ページのリストにある感染症に罹患された場合、治って登園される場合には、医師による「**治癒証明書**」を提出していただくことになります。

※「**治癒証明書**」は園にあります。お急ぎの場合は巻末のものをコピーしてお使いください。
園のホームページからダウンロードすることもできます。

※**ご家族がノロウイルスやインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などに罹患された場合は、感染拡大防止のため、可能な範囲で、なるべくお子さんの登園を控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。**

<保育中に体調が悪くなったとき>

- ・ 登園後、お子さんの体調が悪くなった時には、感染拡大防止のため、また、保護者の方のご都合も考えて、早目にお子さんの体調についてご連絡をさせていただきます。
- ・ 園では、「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省発行）に沿って対応をまいります。ご家庭でお子さんの体調を把握する際にも、参考になさってください。（18 ページ）

<保育中の事故やけが>

- ・ お子さんの事故やけがには十分な配慮を持って防止しますが、もし保育中に受診が必要な事故やけがなどにあわれた場合は、直ちに保護者の方へご連絡し、状況をお伝えします。
- ・ かかりつけの医療機関がある場合は、かかりつけの医療機関に、ない場合は保護者の方とのご相談の上、適切な医療機関で受診します。
- ・ 保育時間内のけがは園の責任ですので、園で責任を持って病院にお連れしますが、保護者の方に直後の様子などにも医師からの話を聞いていただくほうがよいと思いますので、ご都合がよろしければご一緒ください。また、その後の通院もお仕事に支障のないようにいたします。
- ・ 保護者の方が受診に付き添えない場合は、責任を持って医師の診察結果をお伝えします。
- ・ 医療機関への受診が必要ない場合も、その後の症状を注意して観察し保護者にお伝えします。

■お子さんの体調を把握する目安 < 保育所における感染症対策ガイドラインより >

◇発熱時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に38℃以上の熱が出た場合、又は解熱剤を使用している場合 ・朝から 37.5℃を超えた発熱とともに、元気がなく、機嫌が悪い ・食欲がなく、朝食、水分が摂れていないなど、全身状態が不良である場合 	<ul style="list-style-type: none"> ※38℃以上の発熱があり、 ・元気がなく機嫌が悪い ・咳で眠れず目覚める ・排尿回数がいつもより減っている ・食欲がなく、水分が取れない <p>※熱性けいれんの既往児は医師の指示に従う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※38℃以上の発熱の有無に関わらず、 ・顔色が悪く苦しそうなとき ・小鼻がびくびくして呼吸が速い ・意識がはっきりしない ・頻繁な嘔吐・下痢 ・不機嫌でぐったりしている ・けいれんが起きたとき

※発熱については、あくまでも目安であり、個々の平熱に応じて、個別に判断する。

◇下痢の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に複数回の水様便がある ・食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする ・下痢に伴い、体温がいつもより高め ・朝、排尿がない、機嫌が悪く元気がない 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする ・腹痛を伴う下痢がある ・水様便が複数回みられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気がなく、ぐったりしている ・下痢の他に機嫌が悪い、食欲がない、発熱や嘔吐、腹痛などの症状が見られる ・脱水症状と思われる時 下痢と一緒に嘔吐 水分が取れない 唇や舌が渇いている 尿が半日以上出ない など

◇嘔吐の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に複数回の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、体温がいつもより高いなどの症状がある ・食欲がなく、水分も欲しがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪く、ぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気がなく、機嫌、顔色が悪い ・複数回の嘔吐があり、水を飲んでも吐く ・吐き気がとまらない ・腹痛を伴う嘔吐がある ・下痢を伴う嘔吐がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・嘔吐の回数が多く、顔色が悪い ・元気がなく、ぐったりしている ・血液やコーヒーのかすの様な物を吐いた時 ・複数回の下痢や血液の混じった便、発熱、腹痛などの症状があるとき ・脱水症状と思われるとき 水分が摂れない 尿が半日以上出ない 目が落ちくぼんでいる 唇や舌が渇いている

<事故等の再発防止に向けた取り組みのご紹介>

- ① 職員による「リスクマネジメント委員会」が組織されています。
- ② 事故や怪我が起こってしまった場合は、関係職員が直ちに「インシデントレポート」を作成し、事故等の検証を行います。その際、どのようにすれば再発が防止できるか、具体案を考え、「リスクマネジメント委員会」に提出します。
- ③ 「リスクマネジメント委員会」において、職員から提出されたインシデントレポートの内容を確認し、具体策が有効かを確認します。
- ④ 確認された「インシデントレポート」は職員全員に回覧され、周知されます。
- ⑤ 毎月1回開催される「リスクマネジメント委員会」にて、その月の安全管理に関する課題を話し合います。インシデントレポートの再発防止策が実行されているかの確認も行います。

～ あゆのこ保育園では以下の保険に加入しています ～

保険の種類：「しせつの損害補償」賠償責任保険

保険の内容：対人賠償、対物賠償など

保険金額：対人賠償（1名・1事故）1億円・7億円
対物賠償（1事故）1000万円

※その他、園児の傷害事故補償、来園者の傷害事故補償など

◇保育の記録について◇

当園では、保育の記録作成に、保育士が撮影した写真を使用する場合があります。保育中、保育士がお子様の写真を園のカメラで撮影することがございますのでご了承ください。

その他、園・ご家庭で発生したお子様の怪我やアザ・蕁麻疹などの皮膚状態等、心配なケースに関しても、写真と文章で記録をさせていただく場合がありますので併せてご了承ください。

◇厚生労働省告示の「保育所保育指針」より◇

児童虐待防止法が規定する通告義務は保育所や保育士等にも課せられており、虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所への速やかな通告とともに、これらをはじめとする関係機関との連携、協同が求められています。関係機関から園の記録の提示を求められた際には、提示させていただきます。

16. 園児の健康診断など、保健に関する内容

<嘱託医による定期健康診断>

児童福祉施設最低基準に則り、以下のように嘱託医による定期健康診断を行います。

◇内科健診： 全園児、年2回(春・秋)行います。さくらんぼ組のみ、追加で5回(計年7回)の健診を行います。

◇歯科健診： 全園児、年2回(春・秋)行います。

※ 健康診断の予定は園だより・コドモン等でご連絡します。また、嘱託医の健診の際、保護者の方からお子さんに関する健康のご質問等をお聞きし、医師に助言や指導を伺っておくこともできますので、お気軽にご相談ください。

※ 健康診断は全園児に義務付けられています。(欠席なされた場合には、保護者の方に受診のご協力を頂く場合もあります。)

※ 健康診断の結果は保育に活かしてまいります。

<あゆのこ保育園嘱託医>

診療科	医師名	医院名	所在地	電話
内科	馬嶋順子	馬嶋医院	厚木市下荻野1120	046-241-1350
歯科	真島隆一	愛甲石田歯科医院	厚木市愛甲1028-5 安田屋ビル2F	046-248-6766

<その他の健康検査>

尿検査： どんぐり組・みかん組・かりん組対象 年1回 秋に行います。

<身体測定>

身長・体重の測定は、毎月行います。

<その他>

- ・ 病気後は、「病後児保育(ゆず)」をご利用ください。(有料になります。24ページをご覧ください)
- ・ 予防接種を受けたとき、厚木市の「乳幼児の健康診査」(1歳半、2歳半、3歳半健診等)を受けたときは、コドモンのアンケート機能でお送りする「予防接種歴の調査」「厚木市乳幼児健康診査に関する調査」にご記入をお願い致します(更新されます)。

<緊急時の病院>

湘南厚木クリニック(病院)	厚木市温水49-1	046-223-7722
厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	046-221-1570
東名厚木クリニック(病院)	厚木市船子224	046-229-3377
東海大学病院	伊勢原市下糟屋143	0463-93-1121

17. 感染症の対応について (厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に準拠)

保育所は児童福祉施設ではありますが、子どもの保健的対応については学校保健安全法に則っています。感染症に罹患した場合は、①患者本人が感染症から回復するまで治療し休養をとるために、②他の児童に容易に感染させそうな間は集団生活に戻ることを避けるために、下記の期間を目安に、登園をお控えてくださいますようお願い致します。下記の感染症と診断された際は園にご連絡ください。また、感染症が発生した場合は、園の掲示板に掲示をしますので、ご確認ください。

◆**治癒証明書(医師記入)**が必要な感染症

以下(1～9)までの感染症については、感染力が強いため、登園の際には医療機関を受診し、登園可能かどうかの確認をお願いします。医師の記入した「治癒証明書」がないと、お預かりできません。

	病名	主な病状	潜伏期間	登園の目安
1	麻疹(はしか)	発熱(高熱)、結膜炎、コプリック斑(頬粘膜の小斑点)、発疹(一時下降した熱が再び上昇し発疹が出る)	8～12日	解熱後3日を経過してから
2	風疹(三日ばしか)	発熱、発疹、リンパ節腫脹	16～18日	発疹が消失してから
3	水痘(みずぼうそう)	発疹(紅斑、丘疹、水泡、痂皮)、発熱	14～16日	すべての発疹が痂皮化してから
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、片側ないし両側の唾液腺の腫脹(有痛性)	16～18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
5	結核	肺結核の場合は咳、痰、発熱	—	感染の恐れがなくなってから
6	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱(高熱)、咽頭炎、結膜炎をおこす	2～14日	主な症状が消失後、2日経過してから
7	流行性角結膜炎(はやり目)	流涙、結膜充血、眼脂、耳前リンパ節腫脹	2～14日	目の充血、異物感などの結膜炎の症状が消失してから
8	百日咳	感冒様症状から始まる特有な咳(特に夜間に強い)	7～10日	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了してから
9	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111など)	激しい腹痛、水様便、血便、発熱(軽度)	10時間～6日	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

※上記以外の第一種、第二種、第三種の感染症について：医師において感染の恐れがないと認められるまで

◆以下(10～22)の感染症については、以下が登園の目安となっています。かかりつけ医に登園可能かどうかを確認し、登園してください。尚、登園される際には園からコドモンでお送りするアンケートにご記入をお願いします(登園届の代わりになります)。

	病名	主な病状	潜伏期間	登園の目安
10	インフルエンザ	発熱(高熱)、全身倦怠感、関節痛、咳、喉の痛み、頭痛	1～4日	発症後5日間、かつ解熱後3日を経過してから
11	新型コロナウイルス感染症	発熱、咳、鼻汁、倦怠感、頭痛、咽頭痛、味覚嗅覚障害等	2～3日	発症後5日間が経過し、かつ症状軽快後24時間経過していること ※無症状の方は検体採取日を0日目として5日を経過すること
12	溶連菌感染症	発熱、咽頭炎、嘔吐、発疹、イチゴ舌	2～5日	抗菌薬を服用後24時間～48時間経過していること
13	マイコプラズマ肺炎	長引く咳(乾性→湿性)、発熱	14～21日	発熱や激しい咳が治まっていること
14	手足口病	口腔粘膜、掌、足底、足背に水泡性の発疹、発熱(軽度)	3～6日	発熱や口腔内の水泡・潰瘍などの影響がなく、普段の食事がとれること
15	伝染性紅斑(りんご病)	頬が赤くなる、手足の網目状の紅斑	4～14日	全身状態が良いこと
16	ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス、アデノウイルスなど)	下痢便、嘔気、嘔吐、発熱	ノロウイルス 12～48時間 ロタウイルス 1～3日	下痢、嘔吐の症状が治まり、普段の食事がとれること
17	ヘルパンギーナ	発熱(高熱)、咽頭・口内の水泡(潰瘍)	3～6日	発熱や口腔内の水泡・潰瘍などの影響がなく、普段の食事がとれること
18	RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難	4～6日	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
19	帯状疱疹	小水泡	—	すべての発疹が痂皮化してから
20	突発性発疹(0歳児に多い)	発熱(高熱)、解熱後に発疹	9～10日	解熱後機嫌がよく、全身状態が良いこと
21	とびひ(伝染性膿痂疹)	びらん、水泡性湿疹、掻痒感	2～10日	皮疹が乾燥しているか湿潤部位が皮覆できていること
22	ヒトメタニューモウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難	3～6日	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと

◆その他、お知らせいただきたい感染症(23～26)

23	アタマジラミ	多くが無症状	10～30日	駆除を開始していること
24	水いぼ(伝染性軟属腫)	表面が光沢のある数ミリの円筒状の丘疹、痛みやかゆみはない	2～7週間	伝染性軟属腫(水いぼ)を衣類・包帯・耐水性ばんそうこう等で皮覆できていること

25	いぼ (尋常性疣贅 ^{ゆうぜい})	灰色の 2～10mm程度 のいぼ、痛みやかゆみ はない	数ヶ月～	ジクジクしていなければ、必要なし
26	感冒(風邪)、中耳 炎、外耳道炎	発熱、咳、鼻水、食欲 不振、不機嫌、嘔吐、 下痢、耳だれなど	—	発熱がない、機嫌がよく全身状態が良 いこと
27	単純ヘルペス感染症	歯肉口内炎、口周囲の 水泡など	2日～2 週間	発熱がなく、よだれがとまり、普通の食 事ができること

18. 与薬について

お子さんの薬は本来保護者が登園して与えていただくのが原則です。緊急時ややむを得ない理由で保護者が登園できない時、保護者との話し合いの上で園の担当者が保護者に代わり与薬します。

主治医の診察を受ける時は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで園に在園していることをお伝えし、薬の処方を2回/日にしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

1. やむを得ない理由で与薬をお預かりする場合、万全を期するため「与薬依頼票」(巻末)に必要な事項を記載していただき、薬と一緒にその都度園に提出していただきます。
2. 与薬をお受けする場合の薬は、お子さんを診療した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。従いまして、保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬、以前に処方された薬など)は対応できません。
3. 座薬の使用は原則として行いません。但し、その症状が生命に影響があり、直ちに症状を緩和しなければならぬ場合はご相談ください。
4. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与薬しなければならぬ場合(頓用の薬)、園側ではその判断ができませんので、原則として行いません。
5. 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等のように経過が長引くような病気)で日常における薬の服用や処置が必要な場合は、保育所保育指針・アレルギー対応ガイドライン(厚生労働省)に沿って子どもの主治医又は嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携により対応して参ります。(16ページもご参照ください。)

<持参する薬について>

1. 与薬する薬には、必ず「与薬依頼票」(巻末)にご記入の上、「薬剤情報提供書」がある場合は添付してご依頼ください。
・内服薬(水薬・粉薬など)・塗り薬・目薬など複数あり、与薬方法が異なる場合はその数だけ「与薬依頼票」を提出してください。
・お子さんに合った与薬方法があれば「与薬依頼票」に記入ください(水に溶いてスプーンで飲ませる、そのまま薬を口にに入れて飲ませるなど)。
2. 内服薬は、1回ずつに分け、当日分のみご用意ください。
3. 目薬や軟膏など一回分に分割できないものは、そのままお預かりしますが、お帰りの際、保護者の方の責任で薬をお受け取りください。(園用に別に処方していただければ、園で保管します。)
4. 袋や容器に必ずお子さんの名前を記載してください。尚、個人情報保護のため、中身の見えない袋でお願いします。

5. 安全を確保するため、必ず薬は担任(または他の職員)に手渡しでご依頼ください。(手渡しされない薬に関しては使用することが出来ません)。
6. 外遊びの時間帯には、お手数ですが事務室にお持ちください。
7. 与薬依頼票は、最終日に与薬状況をご確認していただいた後、園で保管させていただきますのでご了承ください。

————— 日本保育園保健協議会のものを一部使用 —————

19. 病後児保育「ゆず」のご案内

あゆのこ保育園では、病後のお子さんをお預かりする病後児保育を行っています(定員4名)。病気の後で抵抗力が低下していて、安静に過ごしたい時、体調が悪く、集団での保育が難しいときなどに、遠慮なくご利用ください。(※感染の恐れがある場合、病状が重い場合はご利用できません。) 事前予約が必要です。原則として、8時30分～17時の間にご連絡を頂けますようお願いいたします。

<開設時間> 月曜日～金曜日 7時30分～18時30分
(土曜日 7時30分～16時30分) ※ご相談ください

尚、ご利用に際しましては、別途費用(一日2000円/減免あり)がかかります。また、ご利用前に受診していただき、医師の許可を得ていただく必要があります。同時に、所定の用紙(「病児・病後児保育利用申請書」「医師連絡票」)の提出が必要です。詳しくはパンフレットをご参照いただくか、事前にご確認の上ご利用くださいますようお願い申し上げます。

※提出書類は、園にもありますが、お急ぎの時は巻末の用紙をコピーしてお使いください。また、園のホームページからもダウンロードできます。

◇厚木市病児保育事業「さつき病児保育室」のご案内

<開設時間> 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
<所在地> 厚木市中町4丁目9番14号(マーガレット保育園に併設)
<対象児童> 生後6か月～小学校3年生

ご不明な点は、直接「さつき病児保育室」または厚木市保育課までお問い合わせください。

・さつき病児保育室:046-240-6072 ・厚木市保育課:046-225-2231

保健師より

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。この大切な時期に生活時間の大半を過ごすところが保育所であり、その子どもが健康で安全で情緒が安定した生活ができる環境を維持することは保育所の責務であります(保育所保育指針より)。子どもたちが明るく、衛生的な環境のもと、心身ともに健やかに育成されることができるよう、保護者の方とも連携をとりながら、個々のお子さんの心身の発育・発達の状況や病気、その他の異常の有無を把握し、健康に注意していきたいと思っております。

また、保健に関するさまざまな情報を保健だよりやクラス、園の掲示板などを通して提供していきたいと思っております。園医である内科医の馬嶋順子先生、歯科医の真島隆一先生のご指導のもと、専門的な意見をお聞きすることもできますので、ご質問がありましたら遠慮なくお声かけください。

保健師 山室八潮

20. 子どもたちを災害から守るために

<避難・消火訓練の実施>

大切なお子さんをお預かりしている保育所として、災害時に子どもたちを安全に避難させることが最大の責務です。そのため、あゆのこ保育園でも必ず月 1 回の避難・消火訓練を行います。地震、火災、不審者の侵入、警戒宣言の発令、などを想定した訓練を行います。訓練は、月初め、月末、曜日、時間帯などにも配慮しながら、さまざまな場面を想定して行い、その際、各クラスの非常用持ち出し物品の確認なども行っています。

また、年 1 回、保護者にご協力をいただき、「児童引取り訓練」を行います。(詳細は別途、お知らせいたします。)

※避難・消火訓練の年間計画は園掲示板をご覧ください。

<不審者の侵入を防ぐために>

◇入門時

- 外部からの不審者侵入を防ぐために、門は常に施錠されています。園児の保護者または届出のある方には、暗証番号をお知らせします。入門の際には、暗証番号を入力してお入りください。他の方には決して教えないようお願いいたします。(業者の方など、それ以外の方にはインターフォンで確認してから開錠します。)
- お子さんに暗証番号を教えたり、操作をさせないようにお願いいたします。
- 尚、暗証番号が関係者以外に漏れたと判断された場合には、暗証番号を変更いたします。
- 各ご家庭に保護者証を 2 枚お配り致します。送迎の際は見えやすいようご着用ください。保護者証の着用のない来園者を招き入れないよう、ご協力をお願い致します。

◇玄関の使用について

- 登園、降園の際は、中央の玄関からの出入りをお願いいたします。お手数ですが、お子さんの靴は玄関から各クラスの下駄箱にお持ちください。荷物が多いとき、雨の日等、ご不便をおかけしますが、不審者を防ぐための対策としてご協力をお願いいたします。外階段を昇り降りする方を見かけた場合には不審者とみなして対応いたします。
- 自動ドアの開閉は事故防止のため、大人が操作するようにお願いいたします。

<門扉の扱いについて>

雨の日、寒い日など、門扉が最後まで閉まらず、施錠されない状態のままになっていることがあります。安全面を考慮して閉まる時のバネの強さを設定しています。

お手数をおかけしますが、最後に「カチッ」と音がして施錠されたかどうかを、必ずご確認ください。子ども達の安全のために、ご協力をよろしくお願いいたします。

<地域防災拠点>

地域防災拠点	ぼうさいの丘公園	厚木市温水 781 番地1
--------	----------	---------------

*非常時に備え家族で話し合い、現地を確認しておくことと安心です。

<保護者の方への連絡方法>

- 緊急の場合は、災害用伝言ダイヤルの利用、及びコードモンアプリによる情報発信を行う予定です。
- 園から別の場所へ避難する場合は、門扉に掲示します。上記の防災拠点の確認をお願いいたします。

<緊急時の基本行動マニュアル(保護者の方向け)>

◆保護者の方へお願い◆

- ① 緊急時には、「災害用伝言ダイヤル」及び「コドモンアプリ」にてご連絡します。
※コドモンアプリへの登録を必ずお願いします。
- ② 「厚木市で震度5弱以上の揺れを観測した場合」、及び「東海地震警戒宣言が発令された場合」は、仮にメール配信システムが機能しない場合であっても、お子さんの引き取りをお願いします。
- ③ 迎えに来ることが不可能な場合は、お子さんを園にてお預かりします。お迎えに来ていただいても、安全が確認されるまで園内で一緒に避難していただく場合があります。
- ④ 緊急時に、「お迎え届け出書」に登録がない方がお子さんのお迎えにいらした場合、「やむを得ない事態」と判断し、引き渡しをいたします。その場合、お迎えにいらした方のお名前と連絡先を園で控え、保護者の方にお伝えできるようにします。

◆基本的な考え方◆

- ・当園の建物は、平成17年に耐震化の基準に沿って建てられています。周囲に倒壊の恐れのある建物もないため、基本的には安全を確認したうえで園舎内に留まることを前提とします。
- ・もし、火災等が発生し、園舎内に留まることが困難になった場合は、安全を確認したうえで、園庭に避難します。
- ・広域避難場所・地域防災拠点は「ぼうさいの丘公園」となっていますが、やはり距離もあり、全園児が安全に避難するのは困難です。上記の通り原則として園舎内、又は園庭に留まり、必要に応じて職員等が防災拠点から食料を確保してくる、などの対応を取ることを考えています。
- ・河川の氾濫等による水害の場合は、園舎2階、および屋上に避難をします。
- ・園内には必要数の非常食を備蓄し、保管場所は水害等も考慮し、2階にしています。

<管轄する消防署>

消防署名	厚木消防署
所在地	厚木市寿町3-4-10
電話番号	046-223-9375 ※17時～翌朝8時30分は046-221-2331(厚木消防署本書)

<管轄する警察署>

警察署名	厚木警察署
所在地	厚木市水引1丁目 11-10
電話番号	046-223-0110

21. ご家庭との連携

園と保護者の方の連絡は、以下のような方法で行います。

※ 保育 ICT システム「コドモン」のアプリを利用します。具体的には入園時にお渡しする「コドモンのご案内」をご覧ください。

<園だより> ※コドモン 一下タブ「その他」-「資料室」からもご覧いただけます。

毎月1日に発行します。園全体の取り組み、各クラスの保育の様子、その月の予定、保健便り、食育便り、給食の献立などを掲載します。また、誕生月のお子さんの保護者の方に投稿をお願いし、掲載させていただきたいと思えます。内容は自由です。(写真を入れてくださっても結構です。)

<情報共有>

毎月の予定、感染症の発生について、お知らせ、情報など、全保護者に共通にお知らせする内容は、コドモンでご確認ください。尚、園の外側にある掲示板には、主に子育て支援など、地域の方に向けた情報を掲示しています。あわせてご覧ください。

<各保育室より>

クラス毎のお知らせと、その日の活動の様子(3歳以上児クラス)などは、コドモンでご確認ください。

<健康>

- ・毎月、身長体重を測定した結果は、コドモン-「その他」-「成長記録」よりご確認ください。
- ・嘱託医と連携を取りながら、お子さんの成長、発達を見守っています。「予防接種歴の調査」「厚木市乳幼児健康診査に関する調査」、「食物アレルギーに関する調査」にご協力をお願い致します。
- ・定期健康診断(内科・歯科)の結果についても、コドモンにてお知らせ致しますのでご確認ください。その他、かかりつけ医からの指示や園に伝えておきたい事項等がありましたら、その都度お知らせください。

<お子さんごとのクリアケース>

保護者の方に個別にお配りするもの、個人情報保護の観点から配慮が必要なものは、お子さん一人一人に用意したクリアケースの中に入れ、お子さんのカバンの中にしまっておきます。毎日、必ずご確認ください。尚、返却は、クラス内の鍵付きポストへお願いします。

<生活記録> ※コドモンでやりとりします。

◇ご家庭で毎日の睡眠時間、便の様子、食事の様子を記入してお知らせください。園からは、日中のお子さんの様子を担当保育士が記入してお返しします。また、ご連絡事項等ありましたら、お知らせください。

◇満3歳以降は日々の記録ではなく、必要な時に使用する連絡と致します。連絡は、口頭またはコドモンのアプリを使用して参ります(ご家庭⇄園)。

生活記録について

ご家庭との連絡は文章だけで行うのではなく、直接お伝えしたほうが正確に伝わる内容もありますので、送迎時を大切に保護者の方とのコミュニケーションを図りたいと願っています。

また、満3歳を過ぎますと生活習慣も形成されてきますので毎日の連絡帳は使いませんが、必要な場合は口頭またはコドモンでお伝えして参ります。また、お子さんが生活の様子などについて、自分の言葉で表現することも大切になってきます。お迎えの際、お子さんの顔を見てお話しするなどして、様子をご確認ください。保育においても、それぞれのお子さんの発達の様子を1ヶ月程度の少し長い期間で見守っていきます。気になることがありましたら、遠慮なく担任にお申し出ください。

22. 送迎時のお願い

<登園のとき>

- ・ 必ず、「園児のお迎え届出書」で届け出ている方が付き添って園までお連れください。
- ・ 登園したら、職員に声をかけてください。健康状態、その他変わった事がある場合には保育士にお知らせください。
- ・ 園を休まれるとき、また遅刻されるときは、**9時30分までにコドモン**でご連絡をお願いいたします。
- ・ 登園が午後になる場合、13時までは給食を保管できますが、13時を過ぎますと衛生上提供できませんので、ご了承ください。

《電話連絡の場合》

★毎月3回目の月曜日は、一時預かりの予約開始日のため、9時30分以降は電話がつながりにくい場合があります。

★8時30分より前の時間は電話への対応ができない場合がありますので、ご了承ください。

<降園のとき>

- ・ お子さんのお迎えは、「保育時間申請書」で確認させていただいた時間内をお願いいたします。
- ・ 原則として、「園児のお迎え届出書」に登録された方以外の方にはお子さんをお渡ししません。送迎される方が変わったときはすみやかに園に届出をお願いします。
- ・ 上記以外の方のお迎えの場合には、事前に電話等で、保護者の方からのご連絡が必要です。「お迎えの方のお名前、お子さんとの関係、服装、特徴」などをご連絡ください。たとえお子さんが知っていて喜んで寄っていても、保護者の方からご連絡がない場合にはお子さんはお渡しできません。誘拐などの防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・ 予定外の残業が入ったり、事故渋滞等、急な用事や不測の事態で遅くなる場合は、必ずご連絡をください(お電話でお願い致します)。
- ・ 平日は20時まで、土曜日は18時までには必ずお迎えをお願いします。(この時間を過ぎますと違約金をいただくことがあります。詳しくは、31ページをご覧ください。)
- ・ 一時預かりも、規定の時間を過ぎた場合は違約金をいただきます。

◇登園・降園の際には、玄関に設置された登降園用タブレットに QR コードをかざしてください。登降園時間の把握に使わせていただきます。

※玄関正面のタブレットでの手入力も可能ですのでご利用ください。

<駐車場のご利用について>

- ・ 園では、駐車場の管理はしておりません。皆さんで譲り合ってお使いください。
- ・ 第一駐車場(園庭沿い)は来客のために優先的に使用させていただく場合がございます。また、園舎側は自転車の方の優先駐輪場とさせていただきます。道路にはみ出しての駐車はご遠慮ください。
- ・ 第二駐車場(砂利)入り口左側はスペースが狭いため、軽自動車用とさせていただきます。
- ・ 第二駐車場奥、「契約車」の立札のあるところは職員の月極め専用です。駐車はご遠慮下さい。
- ・ 駐車場は、「ほっと れもんてい」を利用する地域の方も使用しますので、ご了承ください。
- ・ 路上駐車は近隣の方にご迷惑がかかりますので、ご遠慮ください。

※ 近隣の有料駐車場情報も用意しておりますので、事務室にお声かけください。

※ 当園駐車場での車上荒らしも過去数件発生しております。

貴重品等、荷物を置いたままお車を離れる事の無いよう、ご注意ください。

保護者の皆さまへお願い

駐車場内での事故等につきましては、園では責任を持ちかねます。お子さんだけを車に乗せたままになさらないようご注意ください。特に夕方暗くなってからは視界も悪く、大変危険です。周辺道路や玄関外におきましても、くれぐれもお子さんから目を離さないようお願いいたします。「玄関外や、駐車場で遊ばない」などを含め、園でも子ども達に「安全」について伝えていきますが、保護者の方からもお伝えいただき、一緒に子どもの「安全」を守っていきたく思います。

また、限られたスペースですので、駐車の方法や、混雑をしているときは次の方に速やかにお譲りいただくなど、皆さんで気持ちよく使っていただけますよう、ご協力をお願いします。

保護者の方からのご質問にお答えして・・・

◇文字のワークや英語教室などはやりますか？

ワークなどを一斉に行う活動はありません。幼児(3歳以上児)になると、少しずつ文字に対する興味が出てきます。生活の中で自然に文字に触れられるような環境(例えば子どものロッカーの名前表記を平仮名にする、お手紙コーナーを設けてあいうえお表を貼る等)を用意し、時にはカリキュラムの中で「文字あそび・言葉あそび」のような活動を体験します。それにより文字に少しずつ親しみ、興味関心が持てるよう工夫しています。英語など外部講師による活動はありません。

◇3歳未満児のクラスでは園庭を使わないのですか？

園庭は、3歳以上児の子ども達がのびのびと身体を動かして活動するための環境として用意されています。さくらんぼ組、いちご組の保育室は十分に体を動かせる室内面積を設け、伸び伸びと活動できるよう保障しています。東側テラスも広く、子ども達の遊び場に活用しています。また子育て支援室前に、乳児用砂場や乳児用の遊具が別途用意されています。

りんご組では、ほとんどの子どもが3歳を迎える年度の後半からは園庭を使用します。その際は、道路の横断の仕方なども練習しながら、また、大型遊具で遊ぶ時の約束なども伝えながら、徐々に園庭に慣れるように配慮をしています。いちご組でも、**エリア**を制限するなど、安全を確認しながら遊んでいます。その他、気候の良い日にはできる限り散歩等に出掛け、外気にあたり自然を感じられるよう工夫しています。

◇感染症対策は？

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したものの、感染自体は無くならず、継続している状態です。当園でも、過去複数回の「臨時休園」を経験してきました。保育園は乳幼児が複数名で生活する場であり、濃厚接触の機会も多く、感染リスクの大きい場です。100%予防することは不可能ですが、できる限りの予防に取り組んでいます。

主な取り組みは下記のとおりです。

- ・手洗い、うがいの励行
- ・園舎、保育用品等の殺菌、消毒の徹底
- ・体温計等における体温確認、園児やご家族の体調確認
- ・感染症発生等の情報を速やかに保護者の方と共有する(コドモンアプリ)
- ・無人(閉園後)空間除菌噴霧器の活用 等

23. 園からのご連絡について

<緊急時のご連絡>

- ・ 急な病気、事故などの時には、「緊急連絡先」として予め伺ってある連絡先にご連絡いたします。
- ・ 第1連絡先から順番に、ご連絡がとれるまで電話を入れさせていただきます。
(携帯番号のみでは連絡がつかないこともあります。できるだけ職場の連絡先もお願いいたします)
- ・ 勤務以外のご用事で通常時と連絡先が異なる場合、必ず登園時にお知らせください。
- ・ 園からの一斉のご連絡は、コドモンを利用します。

<次のような場合にはお知らせください> ※1・2・3・4・6については保育課への提出も必要です。

1. 就労先が変更になったとき
※併せて、「保育時間申請書」「土曜保育申請書」の内容も確認させていただきます。
 2. 住所、電話番号など、連絡先が変更になったとき
 3. ご出産予定の方
 4. 産休、育休等を取得される方
 5. その日だけ別のところで仕事をなさるなど、連絡先が異なる場合
 6. 保護者など、親権者の変更など、お子さんにかかわることで変更があったとき
 7. 送迎する方がかわったとき
- ※必要な書類をお渡ししますので、ご記入をお願いします。
※個人情報の取り扱いには十分に注意してまいります。

24. 保育に係わる料金表

保育料以外で、園にお支払いただく費用は以下のとおりです。

1	布団乾燥代（希望者のみ）	300円/1回（月1回行います）
2	延長保育料	31 ページ参照
3	幼児給食費 (どんぶり組・みかん組・かりん組)	6,500円/1ヶ月 内訳) 副食費 5,200円 主食費 1,300円
	幼児 副食費免除者 (どんぶり組・みかん組・かりん組)	1,300円/1か月 主食費として
4	病後児保育料(ゆず)	24 ページ参照

- ・ 上記1～3の料金は、コドモンの請求システムを利用して集金させていただきます。
- ・ 毎月20日に銀行等口座からの自動振り替えとさせていただきます。
- ・ 振替口座のご登録は、コドモンアプリからお願い致します。ご不明な点は、事務(林・橋本)までお問い合わせください。
※集金袋による集金方法については、事務にご相談ください。
- ・ 布団乾燥は、ご希望の方のみ月1回、園より業者に委託して乾燥・消毒をいたします。希望されない方は、毎月1度は必ずご家庭に持ち帰られて、日に干すなどの消毒をしてください。

<年末年始(12月29日～1月3日)の「布団持ち帰り」にご協力をお願いします>

- ・ 毎年、頭ジラム等の流行が見られます。感染拡大防止のために、布団乾燥を毎月行っております。保育室の押入も掃除をして、乾燥させる期間をいただきたいと思います。園が休園になる12月29日～1月3日までの間、すべての布団を一旦お持ち帰りいただきたく、ご協力をお願いいたします。

25. 延長保育について

★延長保育時間は、保育必要量(「保育標準時間」「保育短時間」)の認定区分によって異なります。

<延長保育時間について>

保育標準時間の方 ※1日11時間までのご利用

・平日:

朝の延長保育	保育標準時間	夕の延長保育
7:00～7:29	7:30～18:30	18:31～20:00

・土曜日: 7時～18時までで11時間ですので、延長保育料金はかかりません。

保育短時間の方 ※1日8時間までのご利用

・平日:

朝の延長保育	保育短時間	夕の延長保育
7:00～8:29	8:30～16:30	16:31～20:00

・土曜日:

朝の延長保育	保育短時間	夕の延長保育
7:00～8:29	8:30～16:30	16:31～18:00

<延長保育利用料金について>

- ・上記、延長保育の時間を利用される場合は、15分毎に250円がかかります。
例:保育標準時間の方の場合、18時45分まで → 250円 19時まで → 500円
- ・月極めの方は、6回分の料金を月額とさせていただきます。(延長保育申請書が必要です)
- ・ごきょうだいケースの場合は、お一人目のお子さんの時間で請求させていただきます。

<登降園時の打刻について>

- ・送迎時は、玄関のタブレットにて(コドモンアプリの QR コードで)毎日(延長時間でないときも)忘れずに打刻をしてください。また、お子さんに操作をさせないでください。打刻時間と実際の送迎時間に大きな誤差が出ないようお願い致します。

<延長保育料の徴収等について>

- ・翌月の20日に、前月のご利用分を指定口座から自動振替とさせていただきます。
- ・タブレットで打刻された時刻によって料金を請求させていただきますので、必ず打刻をお願いします。打刻のない場合は、園の記録に基づき請求させていただきます。
- ・月極めのご利用を申請された方で、申請された時間を超過された場合は、単発での料金を頂くこととなりますので、ご了承ください。

<保育時間を過ぎた場合の違約金について>

- ・平日20時、土曜日18時の保育時間を超過された場合は、上記の延長保育料の他に、違約金をお支払いいただきます。又、園長が面談させて頂く場合があります。
- ・超過時間は月単位で集計します。合計分数が5分～10分で1000円、11分～20分で2000円、21分～30分で3000円(以下、同様に10分単位で計算)を請求させていただきます。
- ・尚、時間は事務所の電波時計で、保護者の方と一緒に確認させていただきます。

26. ご用意いただきたいもの

★印： 衛生面等で配慮が必要なものです。ご記名をお願いします。

<さくらんぼ組、いちご組、りんご組>

- 通園かばん
- 帽子
- 口拭きタオル ★
- エプロン（市販のものでも可）★
- 歯ブラシ★、コップ★(0歳児は歯ブラシ、コップが必要になりましたら連絡致します。)、コップ袋
- 昼寝に必要なもの **※ベビー布団、布団カバーは入園説明会でサンプル品をご紹介します。**
 - *ベビー布団:園内は暖かいです。小さいサイズで大丈夫です。
 - *布団カバー:敷布団用と掛け布団用が必要です。(なるべく薄手のもの)
 - *バスタオル:夏場だけ使用します。必要になりましたら連絡いたします。
 - *パジャマ:(2歳から)
 - *パジャマ袋:(2歳から)
- おむつ★:
 - *毎日必要な数を持ってきてください。使用済みのおむつは園で処分致します。
- おしり拭き
- 浴用タオル:おしりが荒れているときなどにご持参をお願いすることがあります。
- 着替え:季節に合った服を上下3組位ご用意ください。
- 汚れ物入れ袋:大1枚(濡れた物を入れられる袋)(汚れた衣類用)
- お子さんがご家庭で愛用されているものがありましたら、心のよりどころとしてご持参いただいで結構です。

<どんぐり組・みかん組・かりん組>

- 通園かばん・・・手さげバック等、大きめのもの
- 帽子
- 歯ブラシ★、コップ★、コップ袋
- 昼寝に必要なもの **※ベビー布団、布団カバーは入園説明会でサンプル品をご紹介します。**
 - *ベビー布団・・・園内は暖かいです。小さいサイズで大丈夫です。
 - *布団カバー・・・敷布団用と掛け布団用が必要です。(なるべく薄手のもの)
 - *バスタオル・・・夏場だけ使用します。必要になりましたら連絡いたします。
 - *パジャマ
 - *パジャマ袋
- 着替え・・・季節に合った服、下着を2～3組ご用意ください。常時各自のロッカーの中を点検し、補充してください。
- 汚れ物入れ袋(濡れた物を入れられる袋)
 - 何枚か準備して、1枚はバックの中へ、予備はロッカーの引き出しに入れておいてください。
 - *プール時のビニール袋には名前をお書きください。

<ご用意いただくものの数> ○:必要 ③:必要数 △:必要なときご連絡します ◇:必要な方

	持ち物	年齢						毎日持って来る物	備考
		さくらんぼ	いちご	りんご	どんぐり	みかん	かりん		
1	通園かばん	○	○	○	○	○	○	○	
2	口拭きタオル	②	②	②				○	※枚数は年度後半で変更がありますが、その都度お知らせします。
3	エプロン	②	②	②				○	
4	汚れもの入れ袋	①	①	①	○	○	○	○	
5	タオル	△	△	△	△	△	△		浴用タオル。シャワーなどの後、体を拭きます。 △必要な場合のみ
6	おしり拭き	○	○	○	△				△必要な場合のみ
7	歯ブラシ	△	○	○	○	○	○	○	△必要な方に連絡します
8	コップ・コップ入れ袋	△	○	○	○	○	○	○	△必要な方に連絡します
9	着替え	○	○	○	○	○	○	○	
10	おむつ(昼寝用含む)	○	○	○	△			○	必要な枚数をご用意ください △必要な場合のみ
11	パジャマ			○	○	○	○		週1回洗濯をお願いします △必要になりましたら連絡します
	パジャマ入れ袋			○	○	○	○		
12	布団(敷き・掛け) 布団カバー	○	○	○	○	○	○		カバーは週に1度持ち帰って洗濯をお願いします
13	バスタオル	△	△	△	△	△	△		夏季に必要なになりましたら連絡します。
14	帽子	○	○	○	○	○	○		園に置いておき、週に1度持ち帰ります。
15	上履き							◇	利用は自由です。園に置いておき、週に1度持ち帰ります。

持ち物について

- 園では制服や決まった帽子などは使っておりません。ご家庭でお使いのものなど、季節やお子さんの動きやすさなどに合わせてご用意ください。
- 落し物はクラス毎に一定の期間保管をしております。お心当たりの方は、所定の場所をご確認ください。
- 下着や靴下、紙オムツなど、似通ったものが多く判別が難しいもの、また歯ブラシ、コップなど衛生面で配慮が必要なものにはお名前をお書きください。
- 歯ブラシ、コップは、毎日使いますので、毎日持ち帰って清潔に保ってください。
- 週末に布団カバー、シーツ、パジャマなどを持ち帰り、洗濯をお願いいたします。また、帽子の洗濯など、園からお声をかけさせていただくこともありますが、ご協力をお願いします。

27. ご意見・ご要望を受け付けています

◇保育園に対するご意見やご要望を述べられる機会について

保育園のことで気付いたことなどは、ご遠慮なくお伝えいただければと思っています。

子どもを中心に、園と保護者の皆さんが「共に育てる」姿勢を大切にしていきたいと考えています。お気づきのこと、不愉快なこと、改善してほしいことがございましたら何なりとおっしゃってください。可能な限り保護者の皆さんのご要望にお応えしたく最大の努力をはらっていくつもりです。

◇苦情解決の仕組み

当園では、このようなご意見をいただくときは、職員だれでもご意見を賜りますが、担当者と責任者を設けています。詳しくは 35 ページをご覧ください。

◇第三者委員の設置について

当園と第三者の関係にある相談窓口を「第三者委員」として設置しています。どうぞ直接ご相談ください。詳しくは 35 ページをご覧ください。

28. 個人情報の取り扱い

個人情報は事務室で保管し、セコムにて 24 時間の管理を行っています。漏洩を防ぐため、事務室の道路側のカーテンを下げさせていただいています。尚、保護者の方、園訪問者の方のご用件は窓口にて伺います。個人情報保護のためにご協力をお願いいたします。尚、保育 ICT システム「コドモン」の利用に関しては、コドモンの個人情報保護方針に則り、コドモンのサービス利用規約を遵守します。

※ 詳しい内容は 36 ページ以降の資料をご覧ください。

- ・個人情報保護の取り組みについて
- ・個人情報の取り扱いについて
- ・個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

29. 子どもの育ちをつなげるために

<保育所児童保育要録について>

「保育所保育指針」の中で、保育所での子どもたちの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていくことを目的として、小学校との連携が重視され、すべての保育所入所児童について、保育所から就学先の小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付されることが義務づけられました。子ども達の成長の記録が、小学校においても連続性を持った指導につながるように作成するもので、内容は、「子どもの育ちに関わる事項、養護に関わる事項、教育に関わる事項」等です。尚、この要録には個人情報が含まれますので、個人情報保護に関する法律等を踏まえて、適切に取り扱うこととしておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

<転園・卒園後の相談窓口について>

お子さんが卒園された後、また途中で転園された後も、何かありましたら、遠慮なくご相談ください。

◇連絡先： 046-296-5177

◇担当： 福田奈美恵(園長) 石井貴子(主任保育士)

個人情報保護の取り組みについて

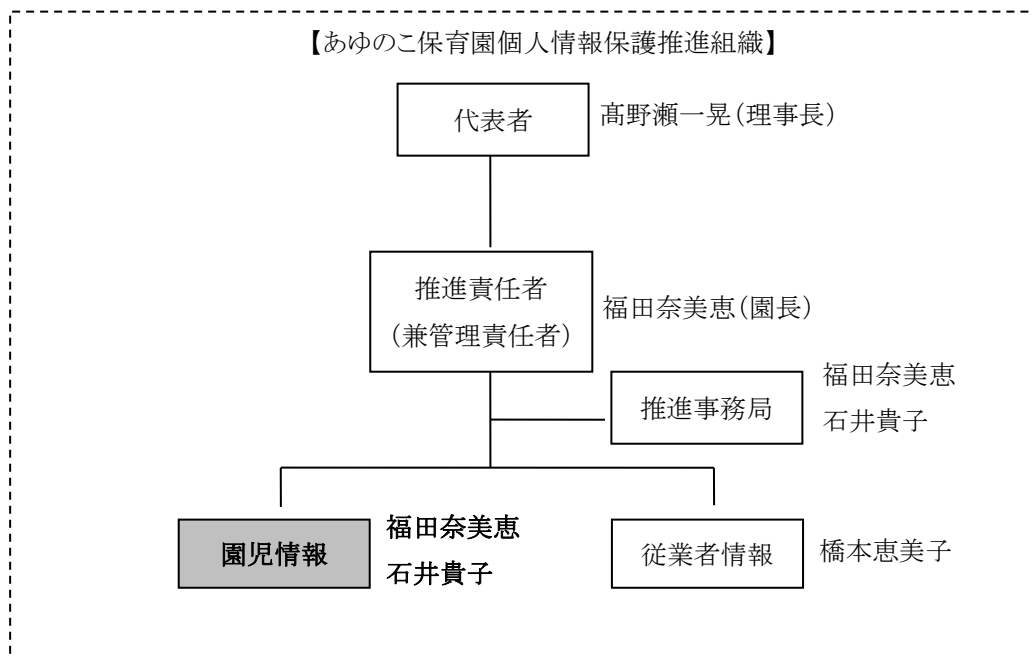
いつもご協力いただき、ありがとうございます。

本園では、「個人情報保護法」に基づき、皆様方からお預かりした個人情報の取り扱いにつきましては、特別の配慮をし、個人情報の保護に努めております。

本園の個人情報に関する基本的な考えにつきましては、あゆのこ保育園の「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」をご一読ください。

また、皆様から以下のような内容で個人情報をお預かりしておりますが、よりよい保育をするためだけに利用させていただきます。そして、その取り扱いには特別の配慮をし、お預かりした個人情報の保護に努めてまいります。何卒ご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願いたします。

1. 児童票:入園園児の保育に必要な情報
2. 園児引取り人届出書:通常の入園園児の引き取り連絡体制の確保のため
3. 児童健康台帳:入園園児の健康管理に必要な情報
4. 健康の記録:園児の発育、健康管理に必要なため
5. 生活記録(3歳未満児):日々の保育に必要なため
6. 薬の連絡票:園児への正確な投薬のため
7. 随時いただく場合のある園児・ご家族に関する個人情報



※尚、個人情報に関するご質問・ご意見等は、下記窓口で受け付けております。

社会福祉法人 湘北福祉会 あゆのこ保育園 個人情報保護相談窓口
電話:046-296-5177

[個人情報の取り扱いについて]

社会福祉法人湘北福祉会
あゆのこ保育園

平成 17 年 4 月に「個人情報保護法」が施行され、本園でも皆様方からお預かりした個人情報の取り扱いにつきましては、特別の配慮をし、個人情報の保護に努めております。本園の個人情報に関する基本姿勢を「プライバシーポリシー」としてホームページ上に掲載していますので、ぜひお目通しください。

本園では、入園園児その他本園が主催する事業を利用する児童(以下これらを総称して園児という)本人及びその保護者・家族に関わる各種個人情報(以下個人情報という)を、本園での円滑な保育活動に必要な業務を遂行するために保有し、以下の目的のためにのみ利用します。

1. 個人情報の管理・保護等について

本園では、「個人情報保護規程」を制定、個人情報保護管理責任者等を配置し、これらに基づき個人情報が適正に管理・保護されるよう努めてまいります。

2. 本園が扱う個人情報の利用目的について

- ① 園児の保育
- ② 園児の健康管理
- ③ 園児の保護者に対する園児の発育・健康等の情報提供・意見交流
- ④ 園児に関する連絡体制の確保
- ⑤ 本園の管理運営業務
- ⑥ 費用の請求及び収受に関する事務
- ⑦ 福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑧ 画像・映像等による保育・イベント等の記録

これらの目的以外に使用する必要が生じた場合には、必ず事前に保護者の同意を得るものとします。なお、その際同意が得られなくても、それにより園児が不利益を蒙ることはありません。

3. 個人情報の第三者への提供について

本園が保有する個人情報は、下記例外を除き保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

本園では、法人の設立母体である湘北短期大学との互恵的な連携を保つことを基本方針の一つとしています(本園のホームページ参照)。その連携を効果的に行うために、湘北短期大学に対し、以下の目的に限定して個人の識別可能な画像・映像を提供することがあります。提供した個人情報は、湘北短期大学の個人情報保護体制の下で適正に管理いたします。

- ① 湘北短期大学の教員および学生の研究・検証(学会等での口頭発表を含む)
- ② 児童福祉・保育サービス向上のための本園との協同研究・検証
- ③ 湘北短期大学学生の教育(湘北短期大学構内での掲示を含む)

以上いずれに関しても、印刷物あるいはホームページ上で不特定多数に公開する必要が生じた場合は、必ず事前に保護者の同意を得るものとします。その際同意が得られなくても、それにより園児が不利益を蒙ることはありません。

4. 個人情報に関するご質問・ご意見等について

個人情報に関するご質問・ご意見等は、下記窓口で受け付けております。

社会福祉法人湘北福祉会 あゆのこ保育園 個人情報保護相談窓口
電話:046-296-5177

社会福祉法人湘北福祉会 あゆのこ保育園
個人情報保護方針
(プライバシーポリシー)

社会福祉法人湘北福祉会 あゆのこ保育園(以下、法人と保育園を総称して「本園」と記す)は、園児・保護者等・職員等に係わる個人情報(特定の個人を識別できる情報)について、あらかじめ同意を得た特定の目的にのみ利用するため預託されたものであり、安全に保管し、情報提供者の意思を尊重して利用する義務と責任を負うものと認識しています。

個人情報の取り扱いについては、次に掲げた事項を常に念頭に置き、その保護に万全を尽くすことをここに宣言いたします。

■個人情報の取り扱いに関する基本精神
(法令の遵守)

1. 本園は、個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に関する法律をはじめ個人情報保護に関する諸法令、および主務大臣のガイドラインに定められた義務、ならびに本ポリシーを遵守します。

(個人情報の取得)

2. 本園は、あらかじめ利用目的、共同利用者の範囲、お問い合わせ窓口等の必要な情報を明示した上で、ご本人(お子様の場合には保護者、以下も同様)の同意を得て、個人情報を取得するよう努めます。

(個人情報の利用)

3. 本園は、個人情報を、あらかじめ同意を得た利用目的の範囲内でのみ取り扱います。すでに得た情報を当初の目的以外に利用する必要が生じた場合には、必ず事前にご本人の同意を得るものとします。なおその際同意が得られなくても、それによりご本人あるいはお子様が不利益を蒙ることはありません。

(本園園児の個人情報)

4. 本園は、お子様の個人情報に関しては、必ず保護者の同意をいただいた上で、取得・利用させていただき、その取り扱いには特別の配慮を払います。また、本園は、お子様からご家族の個人情報や直接保育に関係のない本人の情報の取得はいたしません。万一その必要がある場合は保護者の方の同意をいただいて取得いたします。

(個人情報の正確性の確保)

5. 本園は、お預かりした個人情報を利用目的の範囲内で、正確かつ最新の内容を保つよう努めます。

(安全管理措置)

6. 本園は、お預かりした個人情報を、不正なアクセス、改ざん、漏えいなどから守るべく、現時点での技術水準に合わせた必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

(委託先の監督)

7. 本園は、お預かりした個人情報の処理を、利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。これらの委託先については、十分な個人情報のセキュリティ水準にあることを確認の上選定し、本ポリシーに従って個人情報保護にあたるよう、契約等を通じて必要かつ適切な監督を行います。

(第三者への提供)

8. 本園は、法令により例外として認められた場合を除き、事前にご本人の同意を得ることなく、取得時に明示した共同利用者以外の第三者に個人情報を提供しません。特に、映像や音声記録の第三者への公開、保育上の課題改善のために行う専門機関などへの個別相談、などに関しても、同意を得たものに限りません。

(開示要求への対応)

9. 本園は、ご本人が自らの個人情報の開示、訂正、または消去などを希望される場合、ご本人であることを確認したうえで、法令の規定に基づき、すみやかに対応します。ご本人が個人情報を提供された各窓口にご請求ください。

(苦情への対応)

10. 本園は、取り扱う個人情報につき、ご本人から苦情の申し立てがあった場合、あるいは不審を持たれている懸念を本園が感じた場合、迅速かつ適切にその解決に取り組むものとします。

(個人情報保護体制の継続的改善)

11. 本園は、預託された個人情報を適切に扱うために、内部体制を整え、規程の整備、職員等の教育、および適正な内部監査の実施、等を通じて、本ポリシーの遵守に努めるとともに、本ポリシー自体の見直しも含めて、個人情報保護体制の継続的強化・改善に努めます。

平成 17 年 7 月

個人情報取り扱い事業者の名称および代表者：
社会福祉法人湘北福祉会 理事長 高野瀬 一晃

個人情報取り扱いに関する相談・苦情の窓口
社会福祉法人湘北福祉会 あゆみこ保育園個人情報保護相談窓口
電話：046-296-5177

治癒証明書 (医師記入)

社会福祉法人湘北福祉会
あゆのこ保育園御中

クラス名 _____ 組 _____

園児名 _____
生年月日 H/R _____ 年 _____ 月 _____ 日生
(上記は保護者が記入してください)

上記のものは、_____ 年 _____ 月 _____ 日より

(病名) _____ に罹患しました。

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名:

電話:

※保護者の皆様へ

お子さんの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、
登園を再開する際には、この治癒証明書の提出をお願い致します。

※ 参考: コドモン「登園届」の内容

(コドモンで以下のような内容を伺います。)

医療機関(病院名) _____ で

_____ 年 _____ 月 _____ 日に受診をした結果、

(病名) _____ と診断されました。

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園致します。

保護者の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団での発症や流行を出来るだけ防ぐことで、

一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、

「登園の目安」を参考に、かかりつけ医に登園の可否について

ご相談の上、コドモンアンケートへの記入をお願い致します。

与薬依頼票(保護者記載用)

依頼日 令和 年 月 日

保護者名 _____

園児名	男・女	歳	ヶ月
連絡先(Tel)	()		
病名(または症状)	薬剤情報提供書:あり・なし		
主治医	病院・医院		
Tel	Fax		
持参した薬は	年 月に処方された 日分のうち本日分		
保管方法	: 室温・冷蔵庫・その他()		
内服薬	剤型:粉(顆粒)・錠剤・シロップ・その他() 内容:抗生物質・鼻水止め・咳止め・下痢止め・整腸剤・ 吐き気止め・その他()		
外用薬	内容:塗布・点眼・点鼻 その他()		
与薬時間	食前・食後・午後のおやつ前・午後のおやつ後 その他()		
与薬方法(お子さんの具体的な飲ませ方や塗り方があればご記入ください)			
月日	/	/	/
保護者印			
受付者			
与薬者			
与薬時間			
実施状況等			

※ 薬剤情報提供書がある場合は、添付して提出してください。

※ 薬が変更になった場合は、その都度「与薬依頼票」を新たに提出してください。

※ 日本保育園保健協議会作成の物を一部使用

厚木市病児・病後児保育利用医師連絡票

令和 年 月 日

(あて先) 厚木市長

医療機関 所在地
名称

担当医師名 印
電話

病児・病後児保育の利用について次のとおり連絡します。

患者(児童)名	男・女(H/R 年 月 日生)
病名	
症状	① 発熱 ② 嘔吐 ③ 下痢 ④ 喘鳴 ⑤ 咳 ⑥ 発疹 ⑦ その他主要症状()
治療経過	○次回診療予定: R 年 月 日
診療形態	① 外来 ② 往診 ③ 入院(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
病児・病後児の別	① 病児(回復期前) ② 病後児(回復期)
保育上の留意点	① ベッド上安静 ② 室内安静(ベッドでの生活が主、他児との静かな遊びは可) ③ 室内保育(他児と室内で普通に遊んでよい)
投薬(薬剤)に関する留意点	
食事(昼食)	ミルク 離乳食(前期・中期・後期) 幼児食 普通食 下痢食 アレルギー食(除去内容等) その他()
その他の留意事項	

***** <以下、保護者記入欄> *****

児童氏名		生年月日	H/R 年 月 日(歳)
住所		保護者氏名	

※ 厚木市の病児・病後児保育を利用するためには、この医師連絡票が必要となります。ただし、当該医師連絡票を取得したことで必ず希望する日にお子さまを預けられるものではありません。利用予約の可否について、**事前に**実施施設にご確認ください。

<園舎略図>

(1 階)



(2 階)



「社会福祉法人湘北福祉会」について

社会福祉法人湘北福祉会は、学校法人ソニー学園湘北短期大学を母体として、平成 16 年に設立されました。湘北短期大学は保育学科を有し、長年にわたり保育者養成教育に力を注いでまいりましたが、その基盤の上に、地域社会における児童福祉、子育て支援への貢献を目指して保育所開設を企図しました。保育所は福祉事業であり、教育機関である湘北短期大学とは協力し合いながらも独立した存在とするため、新たに社会福祉法人を設立し、公的資金の支援も得て、平成 17 年4月に「あゆのこ保育園」を開園した次第です。

本園では、湘北短期大学保育学科の持つ高い専門性に支えられながら、お子様一人ひとりにしっかりと寄り添って、その限りない可能性を引き出すよう、丁寧な関わりを実現してまいります。また入園児童のご家族だけでなく、子育てに関わっておられる保護者の方々にも安心して頼っていただける支援の場を提供できるよう力を尽します。

●沿革

- H15. 7 学校法人本部内に設立準備室発足
- H16. 9 法人設立認可
- H17. 3 施設認可
- H17. 4 あゆのこ保育園開園